

聖堂参事会の律修化に関する靈性と 制度の接合をめぐる諸問題

小 野 賢 一

はじめに

ヨーロッパは、11世紀から12世紀にかけて行われたグレゴリウス改革(聖俗叙任権闘争)以後、宗教的に覚醒し、キリスト教世界(Societas Christiana)としてあらわれてくる。筆者は、この大きな転換点を実証的に探るために聖堂参事会の律修化の研究を行ってきた。そして教会の禁域の中の観想生活を重視する内向的な修道院とは異なり、教会の禁域の外の活動生活を重視する外向的な律修参事会の出現とその活動の歴史的意義について探究してきた。聖堂参事会とは、司祭の集団が所属する教会(カテドラル、コレジアルなど)もしくはその集団を指す。それは、修道院と対比され、在俗教会と呼ばれる。律修化とは、使徒的生活の実践(司牧の重視、原始教会への回帰、共住制と私的所有放棄、『聖アウグスチヌス戒律』の採用)をめざす宗教的傾向のことである。聖堂参事会の律修化という現象は、局地的なものではなく、ヨーロッパ規模の広がりを持っている。ジョルジュ・デュビーは「11、12世紀における聖堂参事会員の運動は西ヨーロッパ文化の全構造に激動と革新とをもたらしたところの、西ヨーロッパ文化青春時代の一形態である」とまで評している¹。だが、修道院に比べて、聖堂参事会の研究は我が国では遅れている

¹ G. Duby, *Les chanoines réguliers et la vie économique des XIe et XIIe siècles*, *Miscellanea del Centro di studi medioevali* (éd.), *La Vita comune del clero nei secoli 11 e 12*: atti della Settimana di studio, Mendola, settembre 1959, *Settimana internazionale di studio della Mendola*

る。

我が国の状況とは異なり、フランスにおいては、聖堂参事会の律修化に関する研究は、近年、飛躍的に進展しているといつてよい。しかしながら、その全体像は整理されているとはいひ難い。西洋中世史研究者の間でさえ、聖堂参事会の律修化の問題は、『聖アウグスチヌス戒律』の普及の問題と同一視されているように思われる。ところが、多くの律修参事会において、12世紀の中葉以前には、同戒律は導入されていなかった。つまり修道院の『聖ベネディクト戒律』と律修参事会の『聖アウグスチヌス戒律』の対立という単純な見取り図は、実は成立しないのである。本稿では、黎明期から現在に至るまでの研究史を整理し、次に最新の研究では何が問題とされているのかを明らかにしたい。

1 聖堂参事会の律修化研究の黎明期

(1) 聖堂参事会の律修化と「修道制の危機」

聖堂参事会の律修化の研究は、フリッシュの学説の影響下で「修道制(共住制)の危機」という問題意識を中心に開始された²。ドレーヌの「11世紀の共住生活、聖アウグスチヌス戒律、律修参事会員」はその代表作である³。これは「共住制」と「私的所有放棄」という理念を掲げる『アウグスチヌス戒律』に従うアウグスチヌス派律修参事会の起源を探究する論考である。やがて聖堂参事会の律修化の研究は教会史研究者の注目を集め、「共住制の危機」というテーマは、イタリアのメンドーラにおける国際研究集会(1959年)で取り上げられることとなる。この研究集会で提起されたテーマがアナクロニックなイメージを与える「11-12世紀

(Miscellanea del Centro di studi medioevali, 3, Pubblicazioni dell'università cattolica del Sacro Cuore), 2 vol., Milano, 1962, t. I, p. 73.

² この認識の枠組みでまとめられた最も簡潔にして明快な概論としては、次の文献を挙げることができる。Ch. Dereine, Art. Chanoines, *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t. 12, Paris, 1953, col. 375-404.

³ Ch. Dereine, Vie commune, règle de saint Augustin et chanoines réguliers au XIe siècle, *Revue d'histoire ecclésiastique*, t. 41, 1946, pp. 363-406.

の聖職者の共住生活」⁴であるのも、また様々なトラブルが原因で公刊されなかったこの研究集会の記録の第2巻に「律修参事会員の慣習律」というタイトルが選ばれていたのも「修道制の危機」という問題意識をそもその出発点として聖堂参事会の律修化の研究が推進されたためである。

史料としては、律修参事会の分派の固有の慣習律が好んで用いられた。例えば、「プレモントレの最初の規則」⁵、「11-12世紀のポーヴェのサン・カンタンの慣習律」⁶、「11-12世紀のサン・リュフとその慣習律」⁷などの研究を挙げることができる。これら一連の調査によって律修参事会慣習律の研究の基礎が築かれた。会派 (ordo) ごとに実践を目的に編纂される慣習律を、高次の理念で包括する戒律に関しては、ヴェルエイジャンによって新しい校訂版も編まれた⁸。

この傾向の研究としては、他に「9-11世紀のウィタ・アポストリカ」⁹などのドレーヌの著作に加え、プチの『中世の司祭の改革：清貧と共住生活』¹⁰やヴィケールの『使徒のまねび：4-13世紀の修道士，聖堂参事会員，托鉢修道士』¹¹を挙げることができる。いずれにせよ、「修道制の

⁴ Miscellanea del Centro di studi medioevali (éd.), *La Vita comune del clero nei secoli 11 e 12*...

⁵ Ch. Dereine, Le premier ordo de Prémontré, *Revue Bénédictine*, 58, 1948, pp. 84-92.

⁶ Ch. Dereine, Les coutumiers de Saint-Quentin de Beauvais et de Springersbach, *Revue d'histoire ecclésiastique*, 43, 1948, pp. 411-442.

⁷ Ch. Dereine, Saint-Ruf et ses coutumes aux XIe et XIIe siècles, *Revue Bénédictine*, 59, 1949, pp. 161-182.

⁸ L. Verheijen, *La Règle de saint Augustin*, 2 vols, Paris, 1967.

⁹ Ch. Dereine, La Vita Apostolica' dans l'ordre canonial du IXe au XIe siècles, *Revue Mabillon*, 51, 1961, pp. 47-53.

¹⁰ F. Petit, *La réforme des prêtres au moyen âge: pauvreté et vie commune*, Paris, 1968. プチの専攻研究の中で代表作とされるのは次の文献である。F. Petit, *La spiritualité des Prémontrés aux XIIe et XIIIe siècles*, Paris, 1947.

¹¹ M. -H. Vicaire, *L'imitation des apôtres. Moines, chanoines et mendiants IVe-XIIIe siècles*, Paris, 1963. 邦訳：M. -H. ヴィケール (著)，朝倉文市 (監訳)，渡辺隆司，梅津教孝 (翻訳)，『中世修道院の世界 — 使徒の模倣者たち —』八坂書房，2004年。

危機」という問題意識の下で行われた諸研究は、政治や制度などの物質的な問題を全く扱わず、霊的な問題のみに関心が向けられていた様子が窺えよう。この傾向の諸研究はほとんど現在では廃れてしまったが、「司牧」に関する論点だけは、霊性のみならず、実態が問われる領域であったため、現在までドレーヌ＝プチ論争と呼ばれる論争が続いている。司牧活動の実践は律修参事会の本質ではないと考える代表的論者には、ドレーヌ、シャティオンが居り、その実践を本質と捉える代表的論者には、プチ、シュマーレ¹²、ボーズル¹³、アルノー¹⁴が居る。

(2) 聖堂参事会の律修化と「社会変革運動」

「修道制の危機」とは、聖堂境域に居住する聖職者のモラルの危機に過ぎなかった。だが、カルチュ・ラタンの騒乱の年である1968年頃から、「社会変革運動」という新しい問題意識が現れる。この新しい傾向を代表するシャティオンの「11-12世紀の教会の危機と巨大な聖堂参事会連盟の起源」では¹⁵、「連盟」(fédération)という社会変革運動を暗示する表現が用いられた。「連盟」(fédération)は1790年の市民連盟や1871年のパリ・コムニオンだけでなく、労働組合連盟をも暗示させる表現である。彼の「初期の律修参事会員の理念の本質的特徴と今日の教会における律修参事会員の意義」(1978年)は、聖堂参事会改革運動の理念には、第一に「源泉への回帰」、第二に「司教による司牧権の行使」、第三に「民衆の霊的希求に対する応答」という主要な3つの特徴があると主張する¹⁶。

¹² F. J. Schmale, Kanonie, Seelsorge, Eigenkirche, *Historisches Jahrbuch*, t. 78, 1959, pp. 38-63.

¹³ K. Bosl, *Regularkanoniker (Augustinerchorherren) und Seelsorge in Kirche und Gesellschaft des europäischen 12. Jahrhunderts*, Munich, 1979.

¹⁴ M. Arnoux, *Des clercs au service de la réforme. Etudes et documents sur les chanoines réguliers de la province de Rouen*, Turnhout, 2000.

¹⁵ J. Châtillon, La crise de l'Eglise aux XIe et XIIe siècles et les origines des grandes fédérations canoniales, *Revue d'Histoire de la Spiritualité*, t. 53, 1977, pp. 3-45. (Réédité dans *Le mouvement canonial*..., pp. 3-45.)

¹⁶ J. Châtillon, Les traits essentiels de l'idéal des premiers chanoines réguliers et leur signification dans l'Eglise d'aujourd'hui, *Ordo canonicus, series altera*, t. 1, 1978, pp. 104-127. (Réédité dans *Le mouvement canonial*

シャティオンによると、民衆による靈的希求があり、それに応答して開始されたのが、聖堂参事会改革運動であるという。還元すれば、彼にとって聖堂参事会改革運動とは民衆の靈的希求の表現なのである。社会変革運動史の立場からまとめられた研究としては、シャティオンの論文集『中世の聖堂参事会運動：教会の改革，靈性，文化』¹⁷とベケの論文集『聖堂参事会生活』¹⁸が双壁を成す。

2 聖堂参事会の律修化と制度・靈性

(1) 「制度史」と「聖性・靈性史」の台頭

聖堂参事会の律修化の研究において「修道制の危機」及び「社会変革運動」という研究の傾向が徐々に勢いを消失するのと反比例して、次の2つの傾向が勢いを増すようになった。①制度史と②聖性・靈性史の傾向である。①については、ルマリニエ、ゴドメ、モラ監修『中世フランスの制度の歴史』の第3巻、『教会制度』(1962年)¹⁹が、②については、ヴォシエの『西欧中世の靈性(8-12世紀)』(1975年)²⁰が方法論の教科書の役割を果たした。

聖堂参事会の律修化の研究に本格的に「制度」のアプローチが導入されるのは、1968年頃からである。例えばパリスの『ロレーヌ地方の律修

…, pp. 47-72.)

¹⁷ J. Châtillon, *Le mouvement canonial au moyen âge: réforme de l'église, spiritualité et culture* (Bibliotheca Victorina 3), Paris, Turnhout, 1992.

¹⁸ J. Becquet, *Vie canoniale en France aux Xe-XIIe siècles*, London, 1985.

¹⁹ J. -F. Lemarignier, J. Gaudemet et M. -G. Mollat, *Histoire des institutions françaises au moyen âge, tome III: Institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962.

²⁰ A. Vauchez, *La spiritualité du Moyen Age occidental: VIIIe-XIIe siècles*, Paris, 1975. ヴォシエはグレゴリウス改革の時代を絶対視せず、十字軍以降の俗人の靈性の高揚を強調する新しい時代認識を提示した。かつて教会史の世界は、グレゴリウス改革者というエリート聖職者を中心に回っていたが、近年「俗人の靈性の高揚」という教会制度の末端の問題に目が向けられるようになり、俗人、隠修士、女性、異教徒といったマージナルな人々が注目されるようになった。

参事会, 創建と発展(11-12世紀)』²¹, 「ドイツ帝国の女子参事会員(9-11世紀)」²², 「律修参事会員以前の聖堂参事会員」²³などを挙げることができる。パリスは中世キリスト教世界においてマージナルな存在と看做されていた女性の霊性を中心に据えて研究を推進した。彼は、①制度史と②聖性・霊性史の問題意識を接合したのである。その意味で従来 of 制度史研究とは一線を画する研究方法を彼は採用したといつてよい。

ミリスの「アルエズ律修参事会：総本山の創建(1090年頃)から1471年の総会の終わりに至るその歴史と組織」²⁴, 「12世紀の隠修士と律修参事会員」²⁵, 「1100年頃の律修参事会と社会宗教的諸側面」²⁶, 『天使のような修道士たち——修道院と中世社会に対するその意味——』²⁷も①制度史と②聖性・霊性史の問題意識を接合した研究である。ミリスは隠修士というマージナルな存在の霊性を中心に据えて研究を推進した。彼は禁欲節制の実践をスローガンに掲げたヨーロッパ中世の隠修士運動に、物質文明の拒絶をスローガンに掲げた現代のヒッピー運動の起源を見出し

²¹ M. Parisse, *Les chanoines réguliers en Lorraine. Fondations, expansion (XIe-XIIe siècles)*, Nancy, 1968.

²² M. Parisse, *Les chanoinesses dans l'Empire germanique (IXe-XIe siècles)*, *Francia*, 6, 1978, pp. 107-126.

²³ M. Parisse, *Les chanoines avant les chanoines réguliers*, dans M. Parisse (dir.), *Les chanoines réguliers: émergence et expansion (XIe-XIIIe siècles)*, (actes du sixième colloque international du Centre Européen de Recherches sur les Congrégations et Ordres Religieux, Le Puy en Velay, 29 juin-1er juillet 2006), Saint-Etienne, 2009, pp. 7-11.

²⁴ L. Milis, *L'Ordre des chanoines réguliers d'Arrouaise: son histoire et son organisation, de la fondation de l'abbaye-mère (vers 1090) à la fin des chapitres annuels(1471)*, 2 tom., Bruges, 1969.

²⁵ L. Milis, *Ermites et chanoines réguliers au XIIe siècle*, dans *Cahiers de Civilisation médiévale*, XXII, 1979, pp. 39-80.

²⁶ L. Milis, *The regular canons and some socio-religious aspects about year 1100*, dans *Etude de civilisation médiévale (IXe-XIIe siècles): Mélanges offerts à Edmond-René Labande*, 1974, pp. 553-561.

²⁷ L. Milis, *Angelic Monks and Earthly Men: Monasticism and Its Meaning to Medieval Society*, Woodbridge, 1992. 邦訳: ルドー・J. R. ミリス(著), 武内信一(翻訳)『天使のような修道士たち——修道院と中世社会に対するその意味』新評論, 2001年。

さえする。彼は、これまで一般に中世とその前後の時代を結ぶ修道士の過渡的役割が強調されてきたが、実はそれは修道士の役割ではなく、律修参事会員の役割であったと主張し、律修参事会員の活動の歴史的意義を明らかにする。

聖性・靈性史のアプローチを導入して、かつてドレーヌ＝プチ論争で争われた「司牧」の靈性を真向から再度取り上げる研究も現れた。その傾向を代表する研究として、バイナムの博士論文「12世紀律修参事会員の靈性」(1969年)を挙げることができる²⁸。律修参事会員による12世紀の靈性の革新は、プチやヴィケールにとっては、説教者修道会の《cura animarum》の靈性の出発点であったが、バイナムにとっては、「俗人の靈性の高揚」の出発点であるのと同時に、教会の俗人蔑視に対する異議申し立ての出発点でもあった²⁹。だが、バイナム以後、英語圏では、聖堂参事会の律修化研究は停滞する。フランス(パリ)、ベルギー(ミリス)の系統の研究が発展を遂げ、アメリカ(バイナム)など英語圏の系統の研究が下火になったのは、前者は「制度」と「靈性」のアプローチを併用し、理念と現実の溝を架橋することに成功したが、後者は「靈性」の

²⁸ C. W. Bynum, *The spirituality of regular canons in the twelfth century: a new approach, Medievalia et Humanistica*, 4, 1973, pp. 3-24. この博士論文は、1973年に書物にまとめられる。C. W. Bynum, *The Spirituality of Regular Canons in the Twelfth Century*, dans *Jesus as Mother: Studies in the Spirituality of the High Middle Ages*, Berkeley, 1982, pp. 22-58. 律修参事会員の靈性の主題はさらに次の書で深められている。C. W. Bynum, *Docere Verbo et Exemplo: An Aspect of Twelfth-Century Spirituality* (Harvard Theological Studies XXXI), Missoula, Montana, 1979.

²⁹ バイナムの中心課題は、フェミニズム神学にあった。その著書『母としてのイエス』において、イエスの父性ではなく、イエスの母性を主張する理念を中世に見出すほどである。このプロブレマティックな書物の巻頭に置かれた論文は驚くべきことに「12世紀の律修参事会員の靈性」であった。彼女はこの書でフェミニズム神学研究の源泉に聖堂参事会の律修化を位置づけている。彼女の研究は、男性のエリート聖職者中心主義的なフリッシュの「グレゴリウス改革」という重苦しい主題への異議申し立てとあってよいだろう。Cf. C. W. Bynum, *The Spirituality of Regular Canons in the Twelfth Century*, dans *Jesus as Mother: Studies in the Spirituality of the High Middle Ages*, Berkeley, 1982, pp. 22-58.

アプローチのみに特化し、その溝の架橋に失敗したことが原因であると推測される。

聖堂参事会の律修化研究の「靈性」のみのアプローチが衰退する一方で、「制度」への志向は強まった。聖堂参事会の律修化研究の動向は、北イタリアのメンドーラで開催された国際研究集会の動向の影響を受けていたものと推測される。1968-71年にかけての4つの国際研究集会は、いずれも「修道制の危機」という問題意識をもって、まとめられている。ところが、1974-1984年にかけての3つの国際研究集会は、「教会制度」を扱うようになる。

このような1970年代以降の教会制度史重視の国際的な学界の動向を撰取した聖堂参事会の律修化研究としては、アヴリルの「修道士、聖堂参事会員、フランス西部の田園の修道者・律修聖職者の枠組み（12世紀後半から13世紀初頭）」（1980年）³⁰、「修道院と聖堂参事会の施設の小教区政策に関する調査（9世紀から13世紀）」（1980年）³¹、『アンジェ司教管区における司教の統治と信仰生活（1148-1240年）』（1984年）を挙げることができる³²。彼は小教区の司牧権の取得のメカニズムを調査し、聖堂参事会の小教区制度の類型を抽出した。聖堂参事会長は、司教より司牧権を委託され、典礼の責務を負った2-6名の司祭の共同体を用いて、それを行使するという。そして、この制度の確立によってグレゴリウス改革以後も聖堂参事会改革運動は推進されると彼は主張する。同じ傾向の研究としてフォンセカの『起源から12世紀までの修道院・聖堂参事会網の類型学』を挙げることができる³³。

³⁰ J. Avril, Moines, chanoines et encadrement religieux des campagnes de l'Ouest de la France (fin XIIe- début XIIIe siècle), dans *Istituzioni monastiche e istituzioni canonicali in Occidente (1123-1215)*, (atti della settimana Settimana internazionale di studio, Mendola, 28 agosto-3 settembre 1977, Università cattolica del Sacro Cuore), Milano, 1980, pp. 660-678.

³¹ J. Avril, Recherches sur la politique paroissiale des établissements monastiques et canoniaux (IXe-XIIIe siècle), dans *Revue Mabillon*, t. 59, 1980, pp. 465-517.

³² J. Avril, *Le gouvernement des évêques et la vie religieuse dans le diocèse d'Angers, 1148-1240*, 2 vol, Paris, 1984.

³³ C. D. Fonseca, Typologie des réseaux monastiques et canoniaux des

(2) 「制度」と「靈性」の分離

北イタリアのメンドーラで1959年に開催された研究集会の論文集の公刊以後20年近く、聖堂参事会の律修化に関する共同研究の集成は現れず、ようやく1989年に論文集『聖堂参事会員の世界』が公刊された³⁴。この論文集は聖堂参事会の律修化研究史上、極めて重要であるにもかかわらず、これまでほとんど論評の対象とならなかった。それゆえ、本論文ではこの論文集について詳述し、問題点を指摘したい。この論文集はヴィケールが名目上の監修者である。だが、この論文集を実際に取りまとめたのはアヴリルである。この事実がこの論文集の構成に深刻な亀裂を惹起せしめた。ヴィケールの関心は「靈性」に集中していたことが、彼自身の記したこの論文集の序文からわかる。彼は当時の国際学会の主要課題であった「制度」にはほとんど関心を向けなかった。説教者修道会の前史を探求し、その中に律修参事会を位置づけることが、彼のねらいであった。

彼によると、律修参事会の靈性は使徒たちの生活のリバイバルなどではなく、《cura animarum》を中心に据えた全く革新的な靈性であったという。この律修参事会の靈性の革新性の主張こそが、ヴィケール学説の主要部分であった。そしてその革新性の継承者が説教者修道会であるとヴィケールは主張する。さらに彼は、聖堂参事会改革運動(mouvement canonial)は11世紀にサン・リュフなどで開始されるが、まず、福音主義運動としての隠修士運動の影響下で活気づき、次にグレゴリウス改革の影響下で発展すると述べる。ヴィケールは、この文章で驚くべきことに教会制度上マージナルな隠修士たちの改革運動をグレゴリウス改革に先行させている。さらに《mouvement canonial》という用語を繰り返し使用する。ヴィケールの序文は、明らかに前時代の「社会変革運動史」の問題意識によって記されている。

origines au XIIIe siècle, dans *Naissance et fonctionnement des réseaux monastiques et canoniaux*, (Actes du premier colloque international du Centre Européen de Recherches sur les Congrégations et Ordres Religieux, 16-18 septembre 1985), Saint-Etienne, 1991, pp. 11-20.

³⁴ Centre d'études historiques de Fanjeaux (dir.), *Le monde des chanoines, XIe-XIVe siècle* (Cahiers de Fanjeaux 24), Toulouse, 1989.

ヴィケールの関心とは逆に、アヴリルが記したこの論文集の結論から、アヴリルの関心は、教会制度に集中していたことがわかる。アヴリルは、自分がこの論文集を編纂した問題意識を本書の結論の冒頭で「我々は本年、中世教会史家にあまりに看過されがちであった制度と人々を再発見することを試みた」と開示する。アヴリルの編纂方針は、ヴィケールの問題意識とかけ離れていることが確認されよう。

そこで問題となるのが、論文集のタイトル『聖堂参事会員の世界』の「世界」(monde)の定義づけである。アヴリルは複雑で様々な状況を有する「世界」、自立を志向し中央集権を無視しがちな「世界」、壊れやすい「世界」、強力な対抗勢力を有する「世界」、中庸を重んじる「世界」、などと彼自身の想起するイメージを列挙する。そしてその世界を「聖堂境域の世界と司教管区の世界の中間の空間」と定義する。その「空間」に聖堂参事会員は位置づけられ、「教会ヒエラルキー」に高位聖職者と助言者を提供すると述べる。

アヴリルはヴィケールとは逆に《mouvement canonial》という用語を一度も使用しない。アヴリルの想定する「世界」は、「聖堂参事会制」の機能する空間であろう。それとは逆に、ヴィケールの想定する「世界」は、「聖堂参事会改革運動」の舞台であろう。巻頭論文にヴィケールと同じグループのベケの論文が置かれ、圧倒的存在感を示す。次にアヴリルの制度史やミレの社会経済史の論考が何の脈絡もなく置かれているので、一冊の書物としての統一性が感じられない³⁵。司教座、参事会教会、会派型律修参事会と類型ごとに章立てがなされている点は画期的であるにもかかわらず、《mouvement canonial》と《institution canoniale》の問題意識がひとつの章の中に混在するという複雑な構成となっている。

³⁵ 社会経済史のアプローチからの研究としてミレの『ラン司教座聖堂参事会の聖堂参事会員(1272-1412年)』及び「ラン司教座聖堂参事会のプレバンドの分配——平等制度の機能(13世紀-15世紀)」を挙げることができる。H. Millet, *Les chanoines du chapitre cathédral de Laon, 1272-1412* (Collection de l'Ecole Française de Rome, 56), Rome, 1982; idem, *Les partitions des prébendes au chapitre de Laon: fonctionnement d'un système égalitaire (XIIIe-XVe siècles)*, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, vol. 140, 1982, pp. 163-188.

「社会変革運動史」のグループは、靈性重視で現実を看過してしまうという欠点が見受けられる。逆に「制度史」や「社会経済史」のグループは、「律修化」という物質世界の中では定量化し得ない因子の解析に失敗してしまう。さらに、後者のグループは律修・在俗の区別さえ十分にできなくなってしまうのである。後者のグループの試みは聖堂参事会の研究ではあっても、聖堂参事会の律修化の研究ではもはやないといつてよいだろう。

この論文集の監修者が研究系統の異なる2人であったのは必然であるように思われる。ヴィケールは「制度」の問題を無視して共同研修者のアヴリルに任せることを望み、逆にアヴリルは「靈性」の問題を無視してヴィケールに任せることを望んだのであろう。聖堂参事会の律修化研究においては、制度史の問題意識と聖性・靈性史の問題意識を接合し得た系統だけが生き残り、他の「修道制の危機」「社会変革運動」「制度」などの系統は進化の袋小路に入ったといえることができる。

この論文集の長所は、南フランスの律修化の地域史研究に特化して編纂されているため、地域の状況が詳細に検討されているという点である。これまで看過されてきたサン・リュフ律修参事会に関する論考が3本も収められ、次の世代のサン・リュフ研究の隆盛を先取しているという点は、この論文集の明白な長所である。

この論文集の公刊以後に発表された主なサン・リュフ研究は、ヴォヌ・リーバンスタンの「サン・リュフ律修参事会の登場：11世紀アヴィニョンの政治的・宗教的背景」（1990年）³⁶、ベイランシユの「ローヌ地溝の教皇特使、司教、律修参事会員（11-12世紀）——サン・リュフの発展の事例——」（2006年）³⁷、「2つの都市に立ち向かう総本山——アヴィニョン

³⁶ U. Vones-Liebenstein, Les débuts de l'abbaye de Saint-Ruf: contexte politique et religieux à Avignon au XIe siècle, dans *Crise et réformes dans l'église de la réforme grégorienne à la préréforme* (Actes du 115e Congrès National des Sociétés Savantes, Avignon, 1990), Paris, 1991, pp. 9-25.

³⁷ Y. Veyrenche, Légats, évêques et chanoines réguliers dans le sillon Rhodanien (XIe-XIIIe siècles). Le cas de l'expansion de Saint-Ruf, *Etudes vauclusiennes*, 2006, n° 75-76, pp. 5-18.

とヴァランスのサン・リュフ律修参事会員——(2009年)³⁸などを挙げる
ことができる。特にベイランシュの研究では、初期のアヴィニョン時代
ではなく、ヴァランスへのサン・リュフ会の拠点移転後の会派形成が扱
われており、「修道制の危機」や「社会変革運動」という問題意識をもっ
て企てられた会派の起源探究の傾向に対する決別を示す。また彼の研究
は、制度を静態的に捉えるのではなく、政治権力構造論のアプローチを
採用しつつ、「権力・教会、社会」³⁹の枠組みの中で動態的に捉えようとす
るものである。

(3) 「制度」と「靈性」の接合

21世紀の聖堂参事会の律修化研究においては、「修道制の危機」「社会
変革運動」という問題意識は衰退し、「聖性・靈性」と「制度」を接合し
たアプローチが主流となる。「修道制の危機」という問題意識の下で靈性
の起源を探究するタイプの戒律史研究ではなく、制度史研究に影響を与
える実証的な戒律史研究が現れる。ペルトラムの『クロデガングの規則：

³⁸ Y. Veyrenche, Une abbaye chef d'ordre face à deux cités: les chanoines réguliers de Saint-Ruf à Avignon et Valence, dans *Cahiers de Fanjeaux*, vol. 44 (Moines et religieux dans la ville), Toulouse, 2009, pp. 79-106.

³⁹ 近年の教会史研究の概説書の主題は「権力、教会、社会」である。特筆すべきは、「権力」(Pouvoirs)という表現が「教会」(Eglise)や「社会」(société)より前に置かれている点である。この傾向から静的な制度史や特定の事象だけを扱った事件史・政治史や静的な制度史ではなく、動態的な政治権力構造論への志向が看取される。Cf. G. Buhner-Thierry, T. Deswarte, *Pouvoirs, Eglise et société dans les royaumes de France, de Bourgogne et de Germanie. 888-XIIIe siècle*, Paris, 2008; P. Bertrand, B. Dumézil, X. Hélary, S. Joye, C. Mériaux, I. Rose, *Pouvoirs, Eglise et Société dans les royaumes de France, Bourgogne et Germanie (888-v. 1110)*, Paris, 2008; L. Buchholzer-Rémy, D. Carraz, B. Lemesle, *Pouvoirs, Eglise et société dans les royaumes de France, de Bourgogne et de Germanie de 888 aux premières années du XIIIe siècle*, Paris, 2008; M-C. Isaia (dir.), L. Jégou, E. Santinelli-Foltz, M. Brand'Honneur, V. Gazeau, K. Krönert, A. Wagner, *Pouvoirs, Eglise et société. France, Bourgogne, Germanie (888-1120)*, Paris, 2009; M. Soria-Audebert, C. Treffort, *Pouvoirs, Eglise, société: Conflits d'intérêts et convergence sacrée (IXe-XIe siècle)*, Rennes, 2009.

8-9世紀の在俗聖職者の共住生活のための規則、翻訳と註解付き校訂文書』(2005年)⁴⁰は、律修参事会出现以前の聖堂参事会の改革に関する新しい知見を我々に与えてくれる研究である。

約20年ぶりに聖堂参事会の律修化に関する共同研究の集成が公刊された。パリ監修の論文集『律修参事会員の出現と発展(11-13世紀)』(2009年)がそれである⁴¹。監修者は序文で、律修参事会を「修道士たちの会派・身分」(ordo monachorum)、「聖堂参事会員たちの会派・身分」(ordo canonicorum)、「女子参事会員たちの会派・身分」(ordo sanctimonialium)の3つに分類する。この分類から、監修者が従来は教会制度上マージナルな存在として看過されてきた女子参事会員を重視していることが確認される。つまり、この序文には11-12世紀の律修化の段階の靈性のみを特別視する傾向は見受けられない。靈性に加えて制度の側面から新たな位置づけを与える必要があることを監修者は示唆する。

最も多く監修者が紙幅を割くのが、律修参事会員出現の前史である。8世紀のメツ(メッス)司教クロデガングの教会改革で、いわゆる『クロデガングの戒律』が編纂されたが、写本は4つのみで十分に普及しなかったと監修者は指摘する。ルイ敬虔帝主導の教会改革では、『アーヘン掟則』が編纂される。それについては、40の写本の存在が確認されることから、『クロデガングの戒律』とは異なり、かなり普及していたと結論付ける。『聖堂参事会員たちの掟則』(institutio canonicorum)と『女子参事会員たちの掟則』(institutio sanctimonialium)の両方に教父文書からのかなりの引用が見受けられる点によって、817年の修道士用の掟則とは一線を画すると監修者は主張する。

さらに彼は10世紀後半に『クロデガングの戒律』と『アーヘン掟則』

⁴⁰ J. Bertram, *The Chrodegang Rules: The Rules for the Common Life of the Secular Clergy from the Eighth and Ninth Centuries. Critical Texts with Translations and Commentary*, (Church, Faith, and Culture in the Medieval West), Burlington, VT, 2005.

⁴¹ M. Parisse (dir.), *Les chanoines réguliers: émergence et expansion (XIe-XIIIe siècles)*, (actes du sixième colloque international du Centre Européen de Recherches sur les Congrégations et Ordres Religieux, Le Puy en Velay, 29 juin-1er juillet 2006), Saint-Etienne, 2009.

を複合させた規則が編まれ、その影響力が強力であった点を強調する。そして11世紀前半に「聖堂参事会員」(canonicus)と「律修(的)」(regularis)という語が結合して、ひとつの用語を形成する段階を指定する。以上の点から、監修者は、10世紀後半と11世紀前半という律修参事会研究者が従来軽視してきた時期に固有の重要性を与えていることが確認されよう。

律修参事会の活動を、1989年の論文集の序文の如く、他のグループの前史として位置づけるのではなく、それが固有の系譜を持つ存在である点を2009年の論文集の序文は強調する。制度史のアプローチと聖性・靈性史のアプローチを組み合わせることで、2009年の論文集は律修参事会の靈性をよりよく捉えたとともに、「律修化」という定量化し得ない因子を制度の問題に変換することに成功しているように思われる。

さて2009年公刊の論文集の全体の構成を概観したい。この論文集の第1部には「出現」というタイトルが附され、制度史と靈性史の論考がそれぞれ1本ずつ掲載されている。ペイランシュは、ウルバヌス2世期以前とウルバヌス2世期の教皇文書の網羅的調査によって法制度の側面から、律修参事会員の「出現」の状況を解明し、フロンは在俗参事会員の律修参事会員への回心という靈性の側面から、律修参事会員の「出現」の状況を解明している。

この論文集の第1部の均衡のとれた構成は、21世紀のヨーロッパ中世教会史研究の「権力、教会、社会」と「聖性・靈性」の両方のグループの傾向を包摂することを強く意識したものであろう。この論文集の第2部には、「修道士と聖堂参事会員」というタイトルが附され、靈性史・文化史の論考が8本掲載されている。監修者は論文集の結論で、第2部を総括し、「律修参事会員は、修道士と在俗参事会員の間に組み込まれた」と明確に定義する⁴²。

ドレーヌ以来、律修参事会の「出現」(「起源」)の調査に関心は向けられ、その「発展」の調査は看過されてきた。ところが、2009年の論文集では、第3部に「発展」というタイトルが附され、律修参事会の「発展」を調査する論考が6本も収められている。論文集の結論で監修者は、律

⁴² M. Parisse (dir.), *op.cit.*, p. 529.

修参事会の「発展」を調査した結果を総括し、西欧全域で律修参事会の「会派」が形成された点を強調する。かくの如き大掛かりな律修参事会の「会派」の発展に関する共同研究は聖堂参事会の律修化の研究史上、初めての試みである。

序論の現実を捨象した社会変革運動史の問題意識と、結論の「律修化」という因子を解析し損なった制度史の問題意識の間の乖離が、構成に深刻な影響を及ぼしていた1989年の論文集と比べ、2009年公刊の論文集の構成には、格段の進歩が見受けられる。この論文集では、制度史のアプローチと聖性・靈性史のアプローチを組み合わせることによって「律修化」という靈性の問題を制度の問題と接合することに成功したということができる。

おわりに

以上、聖堂参事会の律修化に関する靈性と制度の接合をめぐる諸問題を上述の研究史を通じて検討してきた。最後に、このパリス編の論文集の問題点と律修参事会研究の今後の展望について附言したい。「教皇と司教の構造は律修参事会員の施設において決定的な役割を演じた。特に小教区と司教管区の中の律修参事会員の配置ゆえに。その点に関して、律修参事会員は修道院の世界と明らかに一線を画した」と監修者は述べ、この論文集の結論を締め括る⁴³。だが、この論文集では西欧全域の律修参事会の会派の形成に力点が置かれているため、おそらく紙幅の関係で「小教区と司教管区の中の律修参事会員」の位置づけに関する実証が十分に行われていない。従って、今後は、聖堂参事会の律修化に関する最新の研究動向を十分に踏まえた上で、制度と聖性・靈性のアプローチを接合しつつ、司教管区の中に聖堂参事会の律修化の問題を位置づける必要があるだろう。

⁴³ *ibid.*